

## 2026年度サービスロボット社会実装推進事業委託業務 仕様書

### 1 事業名

2026年度サービスロボット社会実装推進事業委託業務

### 2 事業の目的

AI技術の高度化に伴い、ロボットは従来の単純な作業の自動化にとどまらず、AIによる認識・判断・学習機能を備えることで、複雑な工程や多様な環境への適用が可能となり、製造現場のみならず、物流、医療、介護など幅広い分野での活用拡大が期待されている。こうした状況において、社会課題を抱える領域で、サービスロボットを活用した課題解決を図るには、ロボットの社会的受容性の向上と現場ニーズを充足するロボット開発を迅速に推進することが一層重要となる。

こうしたことから、専門家による伴走支援を通じた実証実験を行うことにより、社会実装にいたるまでの課題の抽出・整理を含めた実証実験全体の成果の幅広い情報発信を通じた横展開を行う。

2026年度は、ロボットの利用が想定される施設・企業等（以下「利用側」という）とロボットメーカー、ロボットサービス提供者等（以下「提供側」という。）が連携したロボット活用の可能性を検討する体制整備と、各領域におけるサービスロボット活用事例の創出につながる課題の明確化を重視する。

### 3 事業内容

- (1) 事業実施体制の構築
- (2) 実証体制の整備
- (3) 実証実験の実施
- (4) 成果報告イベントの開催
- (5) 次年度事業の準備

### 4 委託内容

#### (1) 事業実施体制の構築

サービスロボットの導入に知見のある専門家を1名以上配置した事業実施体制を構築すること。

#### (2) 実証体制の整備

##### ア 領域の設定、利用側の確保

- ・ サービスロボットの活用により解決が見込まれる社会課題を有する領域を設定するとともに、実証実験への参画が可能な利用側を確保すること。  
なお、領域の設定、利用側の確保については県と協議のうえ、決定すること。
- ・ 5件程度の実証体制を組成できるように利用側を確保すること。

- ・ 利用側に対して専門家によるヒアリングを実施し、提供側へ求める要件を始めとした課題整理を実施すること。

#### イ 提供側の募集・選定

##### (ア) 提供側の募集

- ・ 設定した領域において、本実証に取り組む提供側を募集すること。
- ・ 国内に事業所を置く企業、団体等を応募要件とすること。
- ・ 募集に際しては、ウェブサイトの活用等により、広く応募を促すこと。

##### (イ) 提供側の選定

- ・ 応募のあった提供側を選定し、利用側とのマッチングを行うことにより、実証体制を整備すること。
- ・ 提供側の選定方法・選定基準については、利用側の求める要件を踏まえ、事前に県と調整し、設定すること。
- ・ 選定には案件の実証実験等における安全・倫理を確保するために、専門家による審査も含めること。
- ・ 選定は、県と協議のうえ決定すること。

#### (3) 実証実験の実施

##### ア 実証実験の計画策定

- ・ 実証実験の実施にあたり、専門家が監修のもと、各実証に参画する事業者と調整し、計画を策定すること。  
なお、計画は、県と調整しながら策定すること。
- ・ 計画策定にあたっては、参画事業者に対して、ヒアリングを実施し、目標設定、進捗管理等の支援を実施すること。
- ・ 実証場所を県及び参画事業者と協議のうえ決定すること。  
なお、実証場所は原則愛知県内とし、社会実装を想定した実環境若しくは実環境に近い場所とすること。

##### イ 実証実験の実施

- ・ 策定した計画に基づき、安全・倫理に配慮しながら実証実験を運営すること。
- ・ 実証実験の進捗状況を県へ報告すること。

##### ウ 課題の整理

- ・ 調整過程を含めた一連の実証実験で生じた課題を、実証実験ごとに類型化（技術・制度・運用・受容性・その他など）して整理すること。
- ・ 整理した課題は実証成果として報告書にまとめたうえで、ウェブサイト等により広く公表するものとする。

##### エ 事業紹介ツールの作成

- ・ 本取組を紹介するツールを県と調整のうえ、作成すること。

#### (4) 成果報告イベントの開催

- ・ 実証実験で整理した課題、成果を広く発信する機会として、成果報告会等

のイベントを開催すること。

- ・ 愛知県が事務局を務める「あいちロボット産業クラスター推進協議会」が実施するオープンセッション等との共催について、県から要請があった場合は応じること。

(5) 次年度事業の準備

- ・ 実施した実証実験について、整理した課題等を活用し、次年度の継続実施が有効か否か、一定の評価を実施すること。
- ・ 2027年度以降、本事業への参画が有効と思われる領域や提供側及び利用側など、新たに複数件探索し、県の求めに応じて報告すること。

(6) スケジュール

以下のスケジュールを目安に業務を遂行すること。

2026年4月～5月	領域、利用側の設定
2026年6月～7月	提供側の募集、選定
2026年8月～10月	実証実験の計画策定
2026年11月～2027年2月	実証実験実施（5件程度）
2027年2月～3月	成果発表会、成果報告書作成

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

資料、パンフレット、報告書等の作成に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

## 上記経費に係る消費税及び地方消費税

### 6 成果物

- ・ 事業実施報告書（総括版）（A4 判縦） 2 部
- ・ 事業実施報告書（公開版）（A4 判縦） 2 部
- ・ 上記の電子データ（県が指定するデータ一式） 1 式
- ・ その他、本県が指示したもの

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

### 7 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課

### 8 その他

- (1) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を 1 名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 事業を実施する際の広報等については、県と受託者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。
- (4) 委託事業の実施に当たり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに誠実な対応を行うこと。
- (5) 受託者は、事業の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- (6) 受託者は、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- (7) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (9) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (10) 本事業の成果物の内容は、受託事業者の承諾なく、その他事業に活用できるものとする。
- (11) 本事業を実施することにより発生した仕様書 6 項に示す成果物以外の

知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。）については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託者に帰属するものとする。

本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。

- (1 2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合には協力すること。
- (1 3) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (1 4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (1 5) その他、本仕様に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。